

農業振興地域整備計画変更理由書

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第13条第1項）

該当するもの全てに○を記入

基本方針の変更	農業振興地域の区域の変更	<input type="checkbox"/> 基礎調査の結果	経済情勢の変動その他情勢の推移
---------	--------------	----------------------------------	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件番号	変更区分	用途区分 (前→後)	土地の所在・地番	面積 (m ²)	変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
1	除外	農用地（田） →除外	門川町大字加草字 海田1925-1 外7筆	4,678 m ²	道路用地（九州自動車道）	法第10条第4項	
2	除外	農用地（田、畑）、 その他 →除外	門川町大字川内字 上庭谷3841-2 外 57筆	8,362 m ²	道路用地（国道）	法第10条第4項	
3	除外	農用地（田） →除外	門川町大字川内字 赤木1313-2 外18 筆	1,641 m ²	道路用地（県道）	法第10条第4項	
4	除外	農用地（田、畑）、 その他 →除外	門川町大字川内字 赤木1347-3 外92 筆	9,582 m ²	道路用地（町道）	法第10条第4項	
5	除外	その他 →除外	門川町大字門川尾 末字土橋2778-2 外2筆	1,699 m ²	基礎調査の結果、誤認により農用地区域に 設定されたと認められるため ※法施行前から住宅用地等として供されて いることを確認した	法第10条第3項	
6	除外	農用地（田、畑）、 その他 →除外	門川町大字川内字 赤木谷1026-2 外 81筆	58,300 m ²	基礎調査の結果生産性が低く、今後農業上 の利用が見込めないと判断したため	法第10条第3項	

7	除外	農用地（田） →除外	門川町大字加草字 楠本2968	318 m ²	転用（駐車場整備）	法第13条第2項	
8	編入	編入→農業用施設用 地	門川町大字川内字 古畑2557-6 外1筆	1, 167 m ²	全体見直しにより編入（鶏舎）		
9	編入	編入→農業用施設用 地	門川町大字門川尾 末字藤助迫6113 外9筆	5, 549 m ²	全体見直しにより編入（選果場）		

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→○○」、用途変更の場合は「○○→○○」、除外の場合は「○○→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適當とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第13条第2項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第10条第4項（及び施行令第8条第1項の該当する号、施行規則第4条の5第1条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第10条第3項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変更箇所	変更内容	変更理由	備考
農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農用地等の保全に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農業の近代化のための施設の整備に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	
農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	農業振興地域整備計画書のとおり	基礎調査に基づく。	